

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
株式会社東技コーポレーション	8120901033228	大阪市淀川区宮原一丁目19番23号 スタジオ新御堂813号	R7.7.25 ～ R7.12.24 (5か月)	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反行為)	株式会社東技コーポレーションは、令和7年4月1日付けで、建設業許可部局である大阪府より、以下の事由を原因として、建設業法第28条第1項柱書及び第2号に基づく指示処分を受けた。 (1) 当該者は、大阪市発注の工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置されていたA氏を専任の主任技術者として配置した。 (2) 当該者は、経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、A氏が他社に雇用されて他の工事現場の現場代理人となっていたにもかかわらず、同氏を「技術職員名簿」に記載した。 また同日、同大阪府より、以下の事由を原因として、建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分(25日間)を受けた。 (1) 当該者は、大阪市発注の工事(以下「本件工事」という。)において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置されていたA氏を建築工事業の資格なく左官工事等の資格で専任の主任技術者として配置する(加えて同氏は他社の現場代理人となっている。)など適格な主任技術者を配置せず、同法第22条第1項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して(株)ケイテックに請け負わせた。 (2) 当該者は、経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、(1)のとおり、(株)トーフ技研工業から請け負った本件工事を、建設業法第22条第1項の規定に違反して、一括して(株)ケイテックに請け負わせていたが、当該工事を実質的に行っているとは認められないため当該工事の金額を完成工事高に含めるべきではないところ、「工事経歴書」に、当該工事を施工したとして当該工事の金額が建築一式工事の完成工事高に含まれるとする記載をした。これにより得た経営事項審査結果を大阪市に提出し、大阪府がその結果を建築一式工事に係る資格審査に用いた。 このことが、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
株式会社北陽	2120001167312	大阪市東淀川区菅原七丁目1番21号	R7.7.25 ～ R7.12.24 (5ヵ月)	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反行為)	株式会社北陽は、令和7年3月31日付けで建設業許可部局である大阪府より、以下の事由を原因として、建設業法第28条第1項及び第4項の規定に基づく指示処分を受けた。 (1) 当該者は、大阪市発注の3件の工事(以下「本件工事」という。)において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置すべきA氏を主任技術者の配置に専任を要する本件工事の工事現場に非専任の主任技術者として配置した。 (2) 当該者は、経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、「工事経歴書」に本件工事のうち2件の工事の工事現場に配置した主任技術者をA氏と記載すべきところ、B氏と記載し、また、建設業法第22条第1項の規定に違反して、(株)ケイテックから請け負った当該工事を一括して(株)タケムラに請け負わせていたが、当該工事を実質的に行っているとは認められないため当該工事の金額を完成工事高に含めるべきではないところ、当該工事を施工したとして当該工事の金額が鋼構造物工事の完成工事高に含まれると記載した。また同日、同大阪府より、以下の事由を原因として、建設業法第28条第3項及び第5項の規定に基づく営業停止処分(25日間)を受けた。 (1) 当該者は、大阪市発注の工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置すべきA氏を主任技術者の配置に専任を要する本件工事の工事現場に非専任の主任技術者として配置する(加えて、他社の現場代理人でもあった)など適格な主任技術者を配置せず、建設業法第22条第1項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して(株)タケムラに請け負わせた。 (2) 当該者は、経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、A氏が他社の工事の現場代理人となっていたにもかかわらず、同氏を「技術職員名簿」に記載し、これにより得た経営事項審査結果を大阪市等に提出し、大阪市等がその結果を建築一式工事に係る資格審査に用いた。 このことが、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。
株式会社中央技術 コンサルタンツ	5011101013001	東京都新宿区西新宿八丁目5-1	R7.10.24 ～ R7.12.23 (2ヵ月)	指名停止等措置要領 別表第2第8号ロ (公契約関係競売等妨害又は談合)	株式会社中央技術コンサルタンツの東北支店長は、宮城県気仙沼市が発注した業務の入札において、気仙沼市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和7年7月21日、宮城県警に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、同年8月8日、仙台地方検察庁に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。 その後、当該者の東北支店長は、同市が発注した別の業務においても、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、同年8月20日、仙台地方検察庁に公契約関係競売入札妨害の罪で追起訴された。 このことが、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の別表第2第8号ロ(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するため。

指名停止事業者一覧

【機密性2】

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
株式会社ジェイアール東日本企画	7011001029649	東京都渋谷区恵比寿南一丁目5番5号	R7.11.14 ～ R8.8.13 (9ヵ月)	指名停止等措置要領 別表第2第15号 (不正又は不誠実な行為)	株式会社ジェイアール東日本企画は、国土交通本省及び観光庁が令和5年度に交付した補助金2件(※)に関して、実際の従事状況に基づくことなく算定した人件費を、当該補助金交付のため必要な実績報告書等に記載して国土交通本省等に提出し、補助金を過大に請求していた。 (※)「住宅市街地総合整備事業補助金(空き家対策総合支援事業(モデル性の高い空き家対策に関する広報等を行う事業))」及び「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金(観光再始動事業)」 このことが、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。
新明和工業株式会社	7140001082323	兵庫県宝塚市新明和町1番1号	R7.11.21 ～ R8.1.20 (2ヵ月)	指名停止等措置要領 別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)	新明和工業株式会社他1社は、かねてから、月1回の頻度で開催する2社の部長級の者の会合において、特定特装車製品の販売価格等に関して情報交換を行っていたところ、鋼材等の特定特装車製品の原材料の価格が高騰していたことから、遅くとも令和4年2月4日までに、同年4月1日以降に販売する特定特装車製品の販売価格を引き上げることを合意した。加えて、令和4年4月以降も、鋼材等の価格が引き続き高騰していたことから、遅くとも令和5年2月7日までに、同年4月1日以降に販売する特定特装車のうち特に販売価格の引上げが必要であった塵芥車(じんかいしゃ)に取り付けられる架装物及びテールゲートリフタの販売価格を更に引き上げることを合意した。令和7年9月24日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして公表した。 このことが、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するため。
極東開発工業株式会社	7140001068512	大阪府大阪市中央区淡路町二丁目5番11号	R7.11.21 ～ R8.1.20 (2ヵ月)	指名停止等措置要領 別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)	極東開発工業株式会社他1社は、かねてから、月1回の頻度で開催する2社の部長級の者の会合において、特定特装車製品の販売価格等に関して情報交換を行っていたところ、鋼材等の特定特装車製品の原材料の価格が高騰していたことから、遅くとも令和4年2月4日までに、同年4月1日以降に販売する特定特装車製品の販売価格を引き上げることを合意した。加えて、令和4年4月以降も、鋼材等の価格が引き続き高騰していたことから、遅くとも令和5年2月7日までに、同年4月1日以降に販売する特定特装車のうち特に販売価格の引上げが必要であった塵芥車(じんかいしゃ)に取り付けられる架装物及びテールゲートリフタの販売価格を更に引き上げることを合意した。令和7年9月24日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして公表した。また極東開発工業株式会社に対して、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 このことが、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するため。